原子力発電所の安全確認に関する会議について

平成24年11月30日福島県原子力安全対策課

現行の会議		
名 称 【設置根拠】	審議事項	構成員(○議長)
安全確保技術連絡会(技連) 【協定 第5条】	・測定基本計画、実施要領の策定・測定結果の評価、解析・環境放射能に関する情報交換・事前了解の技術的事項・安全性に関係する事故、故障等・その他安全確保、信頼性向上	○次長・県・立地4町(課長)・東京電力・専門委員
安全確保技術連絡会(技連) 安全対策部会 【技連運営要綱 第五】	・事前了解の技術的事項・安全性に関係する事故、故障等・その他安全確保、信頼性向上	○課長・立地4町(課長)・専門委員
安全確保連絡会議 【協定 第13条】	・技連の報告 ・安全確保に関する情報交換 ・研修 ・調査、研究 ・陳情、要請	○楢葉町長(22年度)・6市町長・部長
通報連絡担当者会議 【通報連絡要綱】	・円滑な通報連絡体制の維持 ※24年7月の通報体制の見直し以降、ロー ドマップ進捗状況を毎月確認している。	○県 ・関係 1 3 市町村 ・東京電力
労働者安全衛生対策連絡会議 【設置要綱】	・安全衛生行政全般の情報交換、 連絡調整・労働者の被ばく管理等に関する 情報交換、連絡調整	○次長・立地4町(課長)・労働局、労基署・原子力規制庁
温排水調査管理委員会 (原子力行政会議の専門機関) 【設置要綱】	・調査の企画、解析、評価・行政会議への報告・行政会議からの指示事項	○部長・専門委員・学識経験者
原子力広報連絡会議 【設置要綱】	・環境放射能測定結果の伝達・原子力に関する情報の伝達・研修の実施	○原セ所長・県、・7市町・住民、団体関係者